

# **たつの市家庭用蓄電池導入支援臨時 経済対策事業補助金 申請の手引き**

**令和 8 年 2 月**

**たつの市市民生活部環境課**

## 目次

1. 補助事業の概要	3
2. 補助対象者の要件	3
3. 補助金額	3
4. 補助対象の要件	3
5. 募集期間	4
6. 補助対象となる設備	5
7. 交付の流れ	7
8. 提出書類一覧	8
9. 補助対象経費	11
10. スケジュール	13
11. 留意事項	14
12. よくある質問	14
13. 必要書類・チェックリスト	20

## 1 補助事業の概要

### (1)目的

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、家庭用蓄電池の導入を行い、太陽光発電設備と一体的に運用することにより、再生可能エネルギーの普及をもってエネルギー費用の負担軽減を図り、地球温暖化対策の推進に寄与する。

### (2)補助事業の内容

蓄電池導入費用の一部を補助する。

## 2 補助対象者の要件

- (1)たつの市で自らが所有し居住する戸建て住宅(以下、「住宅」という。)に新たに蓄電池を導入し、太陽光発電設備と接続して使用する者
- (2)市税の滞納がない者
- (3)暴力団排除にかかる誓約ができる者
- (4)これまでに本補助金の交付を受けたことがない者
- (5)これまでに「たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金」の交付を受けたことがない者
- (6)令和9年2月15日(月)までに補助対象設備の設置及び代金の支払いを終え、必要書類を揃えた上で実績報告書を提出し、令和9年2月25日(木)までに補助金請求書の提出ができる者

※補助対象者の代わりに、蓄電池を設置する者等を手続代行者として、交付申請・実績報告・補助事業変更の承認申請・補助事業の廃止届出等の事務手続を進めることができます。

※手続代行者が手続の代行を通じて知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うこととします。

※不正行為が認められたときは、手続代行者の名称と不正行為を公表し、当分の間手続の代行ができないものとします。

## 3 補助金額

対象となる蓄電池価格(上限14.1万円/kWh)の1/3

ただし、上限5kWh(23.5万円)

## 4 補助対象の要件

次に記載する設備について、契約を締結する前に補助金交付申請手続きを行い、市の補助金交付決定日以降に契約を締結して補助事業に着手したものが補助対象です。

- (1)太陽光発電設備と常時接続するものであること。
- (2)平常時において充放電を繰り返すことを前提としており、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
- (3)共通
  - ア 商用化された設備のみ可、中古品不可、リースによる導入不可。
  - イ 設置される設備について、国、県又は本市の補助金の交付を受けていないこと。

## 5 募集期間

### (1)交付申請期間 令和8年3月2日(月)から令和9年1月29日(金)まで

※提出書類(p8 を参照)を下記の申請受付窓口に提出してください。

(2)提 出 先 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1  
たつの市市民生活部環境課

電話番号 0791-64-3150

E-mail kankyo@city.tatsuno.lg.jp

※申請受付は先着順に行い、予算額に達した時点で募集を終了します。

## 6 補助対象となる設備

導入した蓄電設備が次の仕様を満たすことを御確認ください。

- ※ 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2 交付対象事業となる事業(重点対策 加速化事業)2 ア (イ) 蓄電池 交付要件」を満たしていれば、要件を充足しているとみなします。
- ※ 一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の蓄電システム登録制度に登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、要件を充足しているとみなします。  
(<https://zehweb.jp/registration/battery/>)。

【家庭用蓄電池(20kwh 未満):h～m の全てを満たすこと】

### h 蓄電池パッケージ

- (a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は JEM 規格で定義された初期実効容量のうち計算値と計測値のいずれか低い方を適用

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

### i 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

※一般社団法人日本電機工業会が定めている性能表示ラベル等を参考に、表示内容をご確認ください。

(<https://www.jema-net.or.jp/living/chikuden/label.html>)

- (a) 初期実効容量製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、日本産業規格「JIS C 4413 低圧蓄電システムの評価指標」を参照すること。)

- (b) 定格出力定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

### (c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例

は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

- (d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。
- (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」
- (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

j 蓄電池部安全基準

- (a) JIS C 8715-2 の規格を満足すること。

k 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- (a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠する

l 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

m 保証期間

- (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

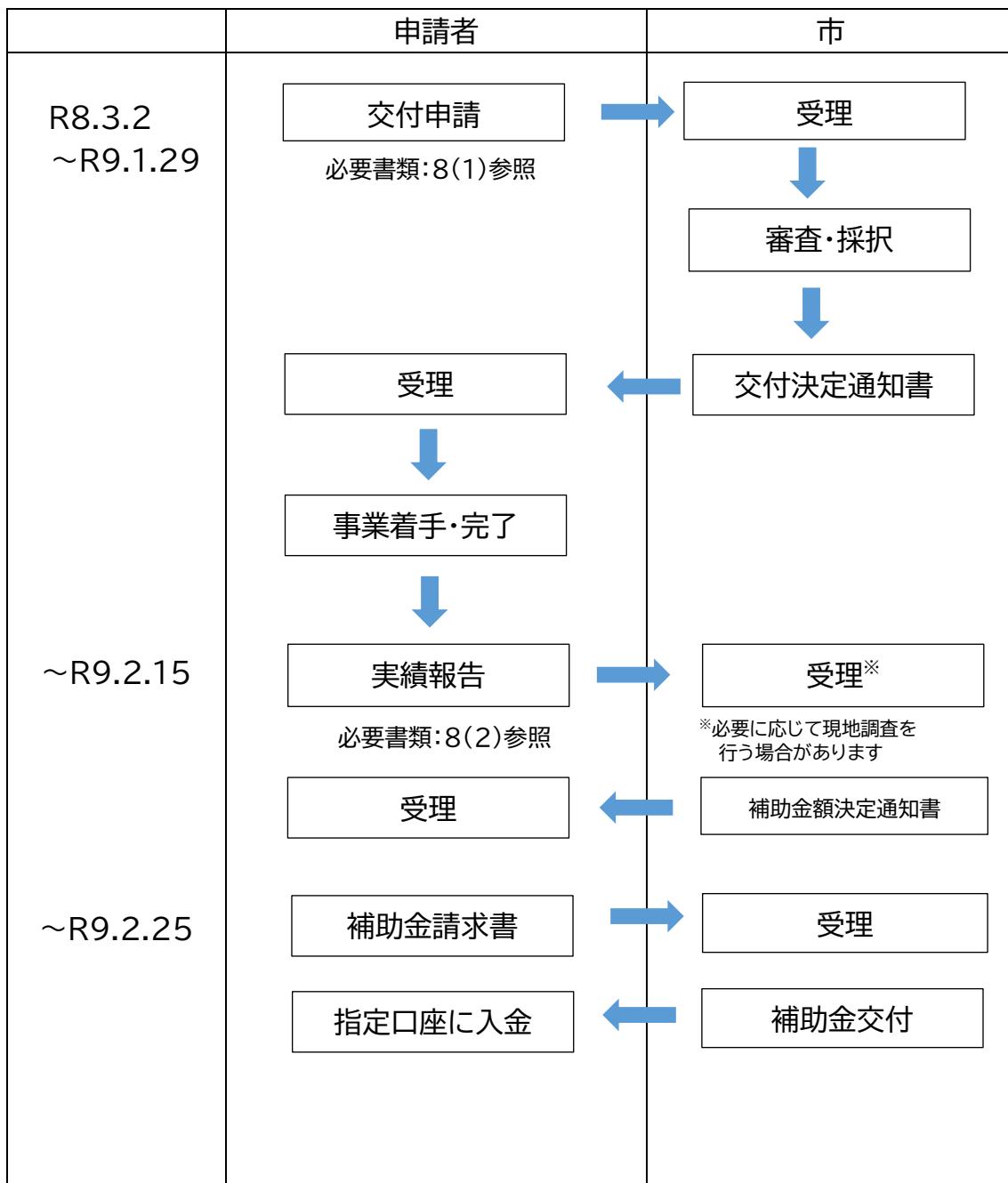
※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

## 7 交付の流れ



## 8 提出書類一覧

### (1)申請時提出書類一覧

※市役所その他公共機関が発行する証明書等は、原則として発行3ヶ月以内のものを添付してください。(コピー可)

※報告期限:令和9年1月29日(金)まで

	必要書類	備考	書類作成者
1	様式第1号 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金交付申請書		申請者
2	様式第2号 収支予算書		申請者
3	様式第3号 誓約書		申請者
4	様式第4号 交付要件該当に係る確認書		申請者
5	様式第5号 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金事業計画書		申請者
6	様式第6号 委任状	補助金の申請事務を委任する場合	申請者
7	見積書及び見積内訳書の写し		設置事業者
8	設置する土地・建物の全部事項証明書(写し)	・既築住宅の場合 ・土地・建物の共有名義を含む所有者を確認できる場合は固定資産税評価証明書又は課税台帳の写し等でも可	申請者
9	申請者の住民票又は住民票記載事項証明書の写し	既築住宅の場合	申請者
10	設置する蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等の写し)		設置事業者
11	機器設置前の現況写真		申請者
12	たつの市市税の完納証明書		申請者
13	その他市長が必要と認める書類 【例】 ・土地と建物の所有者が違う場合:設置を承諾する旨の同意書 ・建物や土地が共有名義の場合:全員が設置を承諾する旨の設置承諾書		申請者等

## (2)実績報告必要書類一覧

※市役所その他公共機関が発行する証明書等は、原則として発行3ヶ月以内のものを添付してください。(コピー可)

※報告期限:令和9年2月15日(月)まで

	必要書類	備考	書類作成者
1	様式第12号 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金実績報告書		申請者
2	様式第13号 収支決算書		申請者
3	様式第14号 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金事業実績報告書		申請者
4	請求書及び領収書の写し (電子領収書の場合は印刷して添付すること)	ローン、クレジット払いの場合は契約書でも可(補助対象設備が申請者の所有である場合に限り補助対象)	設置事業者
5	補助対象設備の保証書の写し		設置事業者
6	設置する土地・建物の全部事項証明書(写し)	・新築住宅の場合 ・土地・建物の共有名義を含む所有者を確認できる場合は固定資産税評価証明書又は課税台帳の写しでも可	申請者
7	申請者の住民票又は住民票記載事項証明書の写し	新築住宅の場合	申請者
8	設備の設置が確認できる写真		申請者
9	令和8年3月以後の太陽光発電設備の発電量が確認できる書類		申請者
10	契約書及び契約内訳書の写し		申請者
11	その他市長が必要と認める書類		申請者等

## 【注意点】

### ① 補助金の申請(交付要綱 第7条)

(1)申請時提出書類を環境課まで持参してください。

不足書類や不備がある書類は受付できません。書類が全てそろった段階で受付終了となります。提出書類チェックリストの項目を満たしていることをご確認の上で申請してください。

### ② 交付決定の通知(交付要綱 第8条)

申請の受付完了後、その内容を審査し、補助金交付の決定を行います。

## 9 補助対象経費

補助対象経費は補助事業を行うために必要な経費で、本補助事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限ります。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
	直接経費		補助事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道光熱費(補助事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(補助事業実施に必要な経費を契約・協定等に基づき負担する経費、系統で供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線・遮断機・計量器・系統設備の工事費負担金(1.35万円/kW 上限))
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。

	一般 管理費	補助事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、消耗品費、通信交通費をいう。 ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	補助事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	補助事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費をいう。

※次に掲げる経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

×公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等	×経理処理上、補助金とすることが適さないもの  例1:契約書(発注書、請書を含む)、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合  例2:補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合
×過剰な設備、予備設備、本補助事業以外において使用することを目的したもの	
×既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用	
×土地・建物の取得、賃貸、管理棟に要する費用	
×本補助事業と直接関係のない工事に要した費用	
×設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用	

## 10 スケジュール

令和7年度～令和8年度									
たつの市	①募集開始	③交付決定						⑦補助金額決定通知	⑨補助金交付
申請者	②交付申請	④事業着手※	•契約 •設置工事 •代金支払				⑤事業完了※	⑥実績報告	⑧補助金請求

~R9.1.29 (金) ~R9.2.15(月) ~R9.2.25(木)

※④事業着手は「契約締結または工事着工のいずれか早いもの」

※⑤事業完了は「工事完了または代金支払のいずれか遅いもの」

<各項目の前後関係>

① < ②(期限:R9.1.29(金)) < ③ < ④ < ⑤ < ⑥(期限:R9.2.15(月)) < ⑦ < ⑧ (期限:R9.2.25(木)) < ⑨

### 注意点

#### ・ 事業着手

事業着手とは、補助対象設備の設置に係る契約締結または工事開始のいずれか早い方を指します。新築住宅等、補助対象設備に係る契約内容が建物本体の契約に含まれる場合は、基本的に建物本体の契約日が事業着手日となります。ただし、上記のスケジュールで事業完了することが必要です。

## 11 留意事項

### (1) 交付決定の取消し等(交付要綱第14条)

市長は、交付決定対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ア 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- イ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ウ この告示の規定に違反したとき。

### (2) 財産の処分の制限(交付要綱第 第17条)

交付決定対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、次に掲げる処分制限期間内に、補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合は、市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象設備の処分制限期間は 6 年とする。

3 交付決定対象者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならぬ。

## 12 よくある質問

**Q 受付は、先着順ですか？また、申請は1人1回限りですか？**

A はい、先着順です。

ただし、予算の上限に達する日に到着した申請書は以下の優先順位で受付順を決定します。

また、申請は1回限りです。

優先順位	申請方法	受付	備考
1	本庁環境課での受付	随時受付	先着順
2	各総合支所での受付	受取日 18 時 受付	先着順
3	郵送	受取日 18 時 受付	同日到着分で予算の上限に達する場合は抽選

※同日の 17 時 15 分本庁環境課受付と 8 時 30 分総合支所受取では、

17 時 15 分本庁環境課受取が優先です。

**Q 予算額を教えてください。**

**A 7,050千円です。**

**Q 期間内に申請したいのですが、見積書等の入手が間に合わず、必要書類が揃っていません。とりあえず申請書だけ提出すれば、受け付けてもらえますか？**

**A 全ての書類を揃えた上で申請してください。書類の内容に不足や不備がある場合は受理できません。訂正の上、募集期間内に申請し直していただく必要があります。**

**Q 交付申請を提出しました。交付決定の連絡はいつ頃になりますか？**

**A 申請書を受理してから交付決定の通知まで2週間程度かかります。ただし、申請書類に不備・不足が判明した場合は申請し直すことになり、さらに時間がかかることがあります。**

**Q 補助金の申請を行っても、補助金の交付を受けられない場合がありますか？補助金の申請件数が多い場合は、どうなりますか？**

**A 内容の審査の結果、補助要件に合致していない場合は、補助金の交付を受けることができません。また、受理した申請の補助額の合計が予算の上限に達した場合、以降の申請に関しては補助金が交付されません。先着順に審査を行いますので、施工業者と綿密に打合せの上、申請内容に不備がないよう、お早めに申請してください。**

**なお、予算の上限に達した場合は、募集期間内であっても申請の受付を終了します。受付を終了する場合は市のホームページにてお知らせします。**

**Q 他の補助と併用可能ですか？**

**A 補助対象設備について、本補助のほかに、国の負担金又は補助金を併用することはできません。二重交付された場合は、補助金返還の対象となります。**

**Q 別荘への設置は対象となりますか？**

**A 別荘への設置は補助対象外です。**

**Q 入居者が未定の状態である建物への設備導入についても、申請できますか？**

**A 本補助金は、市内の自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する方が補助対象者となります。入居者が未定の状態では申請できません。**

なお、申請の時点でまだ入居していない方（入居予定者）が申請することは可能です。ただし、実績報告の時点で、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有することが要件となります。実績報告の際に居住実態を確認する書類として、市町が発行する当該住所の住民票記載事項証明（住民票の写し）の提出が必要となりますので、ご注意ください。

**Q 補助金交付決定の前に設置工事をしてもいいですか？すでに設置工事が終わっている案件について、申請してもいいですか？契約済ですが設置工事は未実施の案件について、申請してもいいですか？**

**A 補助金の交付申請を提出したのち、市から交付決定を受けた日以降に着手してください。**

なお、すでに契約済の場合も補助対象にはなりませんので、申請できません。

また、受理した申請の補助額の合計が予算の上限に達した場合、以降の申請に関しては補助金の交付がされませんので、ご注意ください。

Q 「契約」=事業の開始と判断すれば良いですか？

A 太陽光発電設備等設置に関する工事の契約を行った日が事業の着手日となります。ただし、契約前に工事着工をしている場合は工事着工日とします。

Q 「設備設置」=事業の完了と判断すれば良いですか？

A 一般的には補助金申請書が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。  
ただし、実績報告書の事業完了予定日は、工事完了日と支払い完了日を比較し、遅い方の日付を記載してください。

Q 補助額の計算はどのように行えばよいですか？

A 1kWhあたりの蓄電池価格の1/3を上限5kWhまで補助します。(ただし、14.1万円/kWhの1/3の額まで(千円未満切り捨て、上限23.5万円))

蓄電池の容量(kWh)は、小数第二位以下を切り捨てて計算してください。

例1)住宅に15万円/kWhの蓄電池を6kWh設置

補助額=14.1万円/kWh×1/3×5kWh=23.5万円

例2)住宅に18.1万円/kWhの蓄電池を4.55kW設置

補助額=14.1万円/kWh×1/3×4.5kWh=21.1万円  
↑4.55kWhの小数第二位以下切捨て

例3)住宅に13.5万円/kWhの蓄電池を4.5kW設置

補助額=13.5万円/kWh×1/3×4.5kWh=20.2万円

例4)住宅に13.0万円/kWhの蓄電池を4.55kWh設置

補助額=13.0万円/kWh×1/3×4.5(kWh)=19.4万円  
↑4.55kWhの小数第二位以下切捨て

Q 可搬式のものでも補助対象になりますか？

A 可搬式の蓄電池は、補助対象外となります。

**Q 実績報告から補助金交付(振込完了)までのおおよその期間はどの程度になりますか？**

**A 3週間を目安としています。**

**Q 導入実績がないもの(試作品等)は、補助対象となりますか？**

**A 商品化され、導入実績がある設備を補助対象とします。商用化されていないものや導入実績のないものは補助対象にはなりません。**

**Q 過去に購入したもの(在庫品)や中古品は補助対象となりますか？**

**A 申請者が過去に購入したもの(在庫品)や中古品は、補助対象にはなりません。**

**Q 設備の買い替え・更新の場合は補助対象となりますか？**

**買い替えの場合、既存設備の取り外しや廃棄にかかる費用は対象になりますか？**

**A 設備の買い替え・更新の場合も補助対象となります。既存設備の取り外しや廃棄にかかる費用は補助対象にはなりませんのでご注意ください。なお、本補助金を活用して設置した設備の買い替えについては、補助対象外とします。**

**Q ローン、クレジット等による支払いをする場合も補助対象となりますか？**

**A 原則、実績報告時までに支払いを完了していることが必要ですが、はじめから補助対象設備が申請者の所有になる場合に限り、ローンやクレジット等による支払いも補助対象です。**

**Q 太陽光発電共同購入支援事業で導入する設備についても申請可能ですか？**

**A 太陽光発電共同購入支援事業で導入する設備についても申請いただけます。ただし、工期等について期間内に完了するようご留意ください。**

**Q 現地での工事完了の確認はありますか？**

A 補助事業の適正化を期すため、必要に応じて現地への立ち入りや関係者への聴き取りを行う場合があります。

**Q 請求書を提出し、補助金の支払いを受けた後に注意することはありますか？**

A (設備の使用について)

設備設置後は、適切な自主点検及び維持管理を実施し、適正に使用してください。

(書類の保管について)

補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類(交付決定通知、工事の契約書・領収書、額確定通知等)については、補助金の支払いを受けてから設備の耐用年数を経過するまで保管してください。

(財産処分について)

取得単価が 50 万円以上の設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間内に、補助金の交付の目的に反して使用したり、譲渡、交換、取壊し(廃棄を含む)、貸し付け、又は担保に供することはできません。

- ・ 法定耐用年数は 6 年です。
- ・ 法定耐用年数以内に次の事象が発生する場合は、手続きが必要になりますので、事前に市に相談してください。なお、場合によっては、補助金の返還が必要になることがあります。

転用:補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡:補助対象財産の所有者の変更。

交換:補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付:補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し:補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄:補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。

## 13 必要書類・チェックリスト

### 【申請時】

	必要書類・チェック内容	チェック
1	様式第1号 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金交付申請書	<input type="checkbox"/>
	様式第2号 収支予算書	<input type="checkbox"/>
2	・収入の欄に補助金の記載があるか。 ・収入と支出の合計値が一致しているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	様式第3号 誓約書 ※申請者は自署 ・(自署でない場合)押印はあるか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	様式第4号 交付要件該当に係る確認書 ・署名があるか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	様式第5号 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金事業計画書 ・氏名、住所は1で記載したものと一致しているか。 ・事業着手前であるか。(※契約締結は着手とみなす)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	様式第6号 委任状(申請者以外の代理人が申請手続きをする場合)※自署	<input type="checkbox"/>
7	見積書及び見積書の写し ・蓄電池設備設置費の内訳記載があるか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	設置する土地・建物の全部事項証明書(写し) ・発行から3ヶ月以内のものであるか。 【新築住宅で未登記の場合】実績報告時に土地建物の全部事項証明書を提出(発行から3ヶ月以内)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	(既築住宅の場合)申請者の住民票、住民票記載事項証明書(写し) ・発行から3ヶ月以内のものであるか。 ・(共有名義の場合)所有者全員の居住が確認できるか。 ・(共有名義の場合)所有者全員の耐用年数が経過するまでの間の承諾書の添付があるか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	設置する蓄電池の仕様がわかるもの ・蓄電池の定格出力がわかるか。 ・補助対象製品か。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	機器設置前の現況写真 ・設置する箇所の位置及び太陽光発電設備が設置されていることがわかる ように撮影されているか。(参考資料として配置図を添付のこと) ・建物の形と玄関の位置、設置場所がわかるように撮影されているか。 ・参考資料として配置図を添付のこと	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12	市税の完納証明書(写し)	<input type="checkbox"/>

【実績報告書】

	必要書類・チェック内容	チェック
1	様式第12号 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金実績報告書	<input type="checkbox"/>
	・交付決定通知書と一致しているか。	<input type="checkbox"/>
2	様式第13号 収支決算書	<input type="checkbox"/>
	・収支予算書と一致しているか。 ・金額は領収書等と一致しているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	様式第14号 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金事業実績報告書	<input type="checkbox"/>
	・記載内容は導入計画書と一致しているか。	<input type="checkbox"/>
	・交付決定後に事業着手しているか。 ・国の補助金を申請していないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	請求書及び領収書の写し	<input type="checkbox"/>
	・請求書及び領収書の宛名は交付決定対象者と一致しているか。	<input type="checkbox"/>
5	補助対象設備の保証書の写し	<input type="checkbox"/>
	・蓄電池は10年以上の保証があるか。	<input type="checkbox"/>
6	(新築住宅の場合)設置する土地・建物の全部事項証明書(写し)	<input type="checkbox"/>
	・発行から3ヶ月以内のものであるか。	<input type="checkbox"/>
7	(新築住宅の場合)申請者の住民票、住民票記載事項証明書(写し)	<input type="checkbox"/>
	・発行から3ヶ月以内のものであるか。	<input type="checkbox"/>
	・(共有名義の場合)所有者全員の居住が確認できるか。 ・(共有名義の場合)所有者全員の耐用年数が経過するまでの間の承諾書の添付があるか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	設備の設置が確認できる写真	<input type="checkbox"/>
	・外観及び設置予定箇所、設置後箇所等をおおむね同じアングルとなるよう撮影した写真であるか。	<input type="checkbox"/>
	・蓄電システムの型式名、製造番号が確認できる銘板等のカラー写真であるか。	<input type="checkbox"/>
9	令和8年3月以後の太陽光発電設備の発電量が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
10	契約書及び契約内訳書の写し	<input type="checkbox"/>

＜免責事項＞

本手引きについては、現時点で把握している情報を踏まえて作成しています。  
なお、申請の際は、ウェブサイトで最新のものをご確認ください。